

簡易保険の団体割引サービスのご案内

◆保険契約者は学校生協組合員でなければなりません。

◆2007（H19）年9月30日までに加入されている簡易保険のみ団体扱いになります。

団体加入できる簡易保険の種類【普通養老保険・特別養老保険（2・5・10倍型）・生存養老保険

○歳満期養老保険夫婦保険・すべての学資保険・（成人保険を含む）・終身保険】

※かんぽ生命の団体扱いは、現時点ではできません。

◆給与A口座差引が条件となります。

★学校生協団体割引特典（率）★	割引率	
	月払い	半年払い
1996(H8)6.30以前契約分	5%	6%
1996(H8)7.1～2001(H13)6.30契約分	4.3%	4.9%
2001(H13)7.1～2007(H19)9.30契約分	4.3%	4.4%

〈1996（H8）6.30以前契約分を半年払いにする場合〉

*1987(S62)年8月31日以前の契約分の個人払いは8.3%割引（個人払の方が有利）

*1987(S62)年9月1日以後の契約分の個人払いは2.5%割引（学校生協の方が有利）

加入の手続きについて

①必要書類

『学校生協団体加入依頼書』 …ホームページ <http://www.scoop.or.jp> からダウンロードできます。

『団体取扱加入請求書・2枚複写式』 …郵便局にあります。ない場合は学校生協へご連絡ください。

②受付締切日と手続き方法

■月払い ご希望の給与差引開始月の2か月前に手続きをお願いします。

【例】6月より学校生協団体差引をご希望される場合。（学校生協受付締切4月末日）

5月分までの保険料を4月末日までに郵便局に支払い、同時に必要書類を

4月末日までに学校生協に送付してください。

■半年払い 6月（12月）賞与差引開始月の2か月前に手続きをお願いします。

*6月（12月）賞与差引分より学校生協団体差引をご希望される場合、7月～12月（1月～6月）の半年分の前納となります。

*6月（12月）分までの保険料を4月（10月）末日までに郵便局に支払い、必要書類を4月（10月）末日までに学校生協に送付してください。

《保険料の預金口座自動振替をされている方》

「自動振替払込廃止通知書」の提出が必要です。地元郵便局に預金通帳と通帳登録印章を持参し手続きを済ませ、上記の手続きをお願いします。この場合、預金口座自動振替特典の1.5%割引はありません。

※保険料納入等が簡易郵便局の場合は宮崎中央郵便局が入金を確認するまで2週間必要です。できるだけ簡易郵便局以外での入金をお願いします。

団体からの脱退および解約の場合の手続きについて

毎月、月末までに学校生協へ連絡のあった分は翌々月から給与差引を停止します。（希望月の2か月前までにご連絡ください）半年払いは、6月差引分は4月、12月差引分は10月までに手続き完了が必要です。

脱退手続き終了後に郵便局から連絡があります。その後、郵便局で解約・払込変更等の手続きをお願いします。

毎月払 ※かんぼ生命の団体扱いは、現時点ではできません。◆この用紙は、学校生協 HP からダウンロードできます。

学校生協団体加入依頼書（毎月払）

■お願い ※別途、『団体取扱加入請求書・2枚複写式』が必要です。
最寄の郵便局で保険料をご入金いただき、この用紙と『団体取扱加入請求書・2枚複写』を学校生協に送付ください。

【例】6月より学校生協団体差引をご希望される場合。

5月分までの保険料を4月末日までに郵便局に支払い、同時にこの『加入依頼書』と『団体取扱加入請求書・2枚複写式』を4月末日までに学校生協に送付する。

◆必ずご本人がご記入ください。

個人情報保護法対応

所属所（学校）		保険料は（ 年 月分）まで支払いました。	
フリガナ		上記保険料支払日 年 月 日	
組合員名	印	自宅電話番号	() -
自宅住所	〒		

◆保険契約者は学校生協組合員でなければなりません。割引前保険料は必ずご記入ください。

保険証券記号番号	保険契約者名	割引前保険料	組合員コード

ご記入いただいた個人情報はかんぼ生命のサービスの案内・提供・維持管理になります。この個人情報がかんぼ生命に提供されることにつきご了承ください。

上記の方は、宮崎県学校生活協同組合の所属員であることを証明します。

宮崎県学校生活協同組合 理事長 谷口 保徳

〒880-0903 宮崎市太田1丁目25番地 TEL (0120) 29-6011

半年払 ※かんぼ生命の団体扱いは、現時点ではできません。◆この用紙は、学校生協 HP からダウンロードできます。

学校生協団体加入依頼書（半年払）

■お願い ※別途、『団体取扱加入請求書・2枚複写式』が必要です。
最寄の郵便局で保険料をご入金いただき、この用紙と『団体取扱加入請求書・2枚複写』を学校生協に送付ください。

【例】6月ボーナスより学校生協団体差引をご希望される場合。

6月分までの保険料を4月末日までに郵便局に支払い、同時にこの『加入依頼書』と『団体取扱加入請求書・2枚複写式』を4月末日までに学校生協に送付する。

◆必ずご本人がご記入ください。

個人情報保護法対応

所属所（学校）		保険料は（ 年 月分）まで支払いました。	
フリガナ		上記保険料支払日 年 月 日	
組合員名	印	自宅電話番号	() -
自宅住所	〒		

◆保険契約者は学校生協組合員でなければなりません。割引前保険料は必ずご記入下さい。

保険証券記号番号	保険契約者名	割引前保険料	組合員コード	満期年月
				年 月

ご記入いただいた個人情報はかんぼ生命のサービスの案内・提供・維持管理になります。この個人情報がかんぼ生命に提供されることにつきご了承ください。

※証券記号番号、割引前保険料、満期年月は、証券をご覧ください正確にご記入ください。

上記の方は、宮崎県学校生活協同組合の所属員であることを証明します。

宮崎県学校生活協同組合 理事長 谷口 保徳

〒880-0903 宮崎市太田1丁目25番地 TEL (0120) 29-6011